

家族信託・個人による 活用事例

⑫

-遺留分對抗型信託-

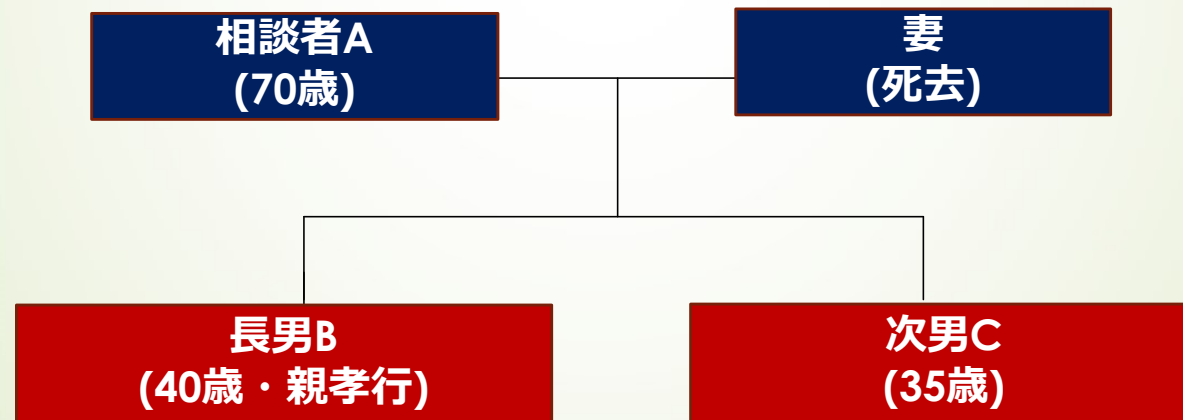


1.事例の概要

①相談者：A氏(70歳)東京都在住

②事例背景：

- A氏は長男B氏(40歳)と、次男C氏(35歳)がいる
- 長男B氏は素直な性格・現在A氏と同居・両親の世話も十分・自慢の親孝行な息子である
- 次男C氏は親不孝者である・現在は音信不通・生活に困窮している
- A氏は、**全財産を長男B氏に相続させたい**
- C氏は、**音信不通の為、意思に関しては不明**



2.家族信託以外の対策例・その課題点



1.対策例①：遺言を作成

- 全財産を長男Bに相続させると遺言を書く
- 次男Cについて→裁判所に相続人排除申立する

2.対策例①の課題点：

- 相続人排除は、単なる親不孝程度では認められる可能性が少ない
- 相続になれば必ず次男Cが遺留分を請求してくる
- すなわち、全ての相続財産の25%は次男Cの権利となってしまう

相談者Aの財産状況

資産概要	金額	備考
自宅不動産	時価 5,000万円	-
投資用不動産	時価 2億円	-
預金等	5,000万円	

3.家族信託を活用した提案

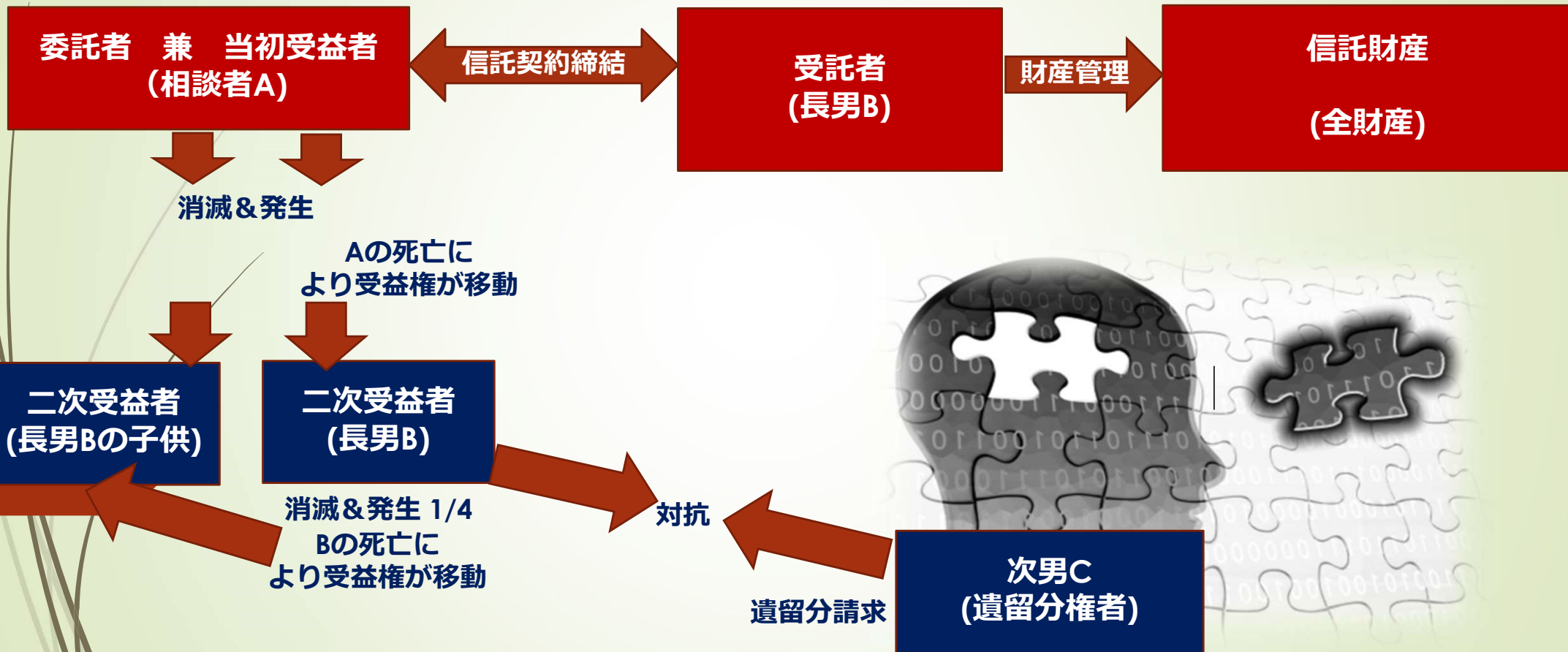
●対策例：A氏と、長男B・次男Cによる、家族信託契約を締結する

①具体的内容：信託契約の登場人物は以下の通りとする

- ・ **A氏を委託者兼当初受益者**とし…
- ・ **長男Bを受託者**とし…
- ・ **長男Bと長男Bの子供を二次受益者**とし…
(受託者と受益者が同一になり、「1年ルール」で信託が終了する事態を回避する為)
- ・ **三次受益者を長男Bの子供**とし…
- ・ **信託財産をA氏の全財産**とする家族信託放送を締結する
- ・ 契約書には、**受益権は相続によって承継されない・受益権は受益者死亡により消滅・次順位の受益者が新たな受益権を取得する**の規定を入れる
- ・ 受益権処分には、**受益者の過半数の合意が必要との特約**を付した契約とする



4.本事例のスキーム図



5. 家族信託を活用するメリット

① A氏死亡時に受益権は・・・

→ 「**受益権全部**」の権利を長男Bが受けることになる

② 次男Cが遺留分減殺請求してきたとしても・・・

→ 「**信託法91条受益権消滅規定**→遺留分減殺請求権が発生しない」と主張

→ 「**裁判所が次男Cの遺留分容認されても**→制限付受益権一部取得」に留まる

③ 不動産は既に受託者Bの名義となっており・・・

→ 「**A氏死亡の影響を受けず**」

→ 「**そのままの名義**」で、受益権一部が次男Cに渡る

④ 受益権には処分の制限が課されており・・・

→ 「**勝手な受益権の処分**」を、次男Cは行うことが出来ない

⑤ 次男Cが遺留分減殺請求をしなかった場合・・・

→ 「**次男Cが自身の相続開始を知ってから1年 or A氏死亡10年経過**」で…

→ 「**遺留分減殺請求権**」は事項消滅となる

相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

◆問題の顕在化と対策のタイミング

